



# 入学・修学貸付のご案内



組合員や組合員のお子様の入学・修学に必要な資金を貸付けています。

入学貸付は、入学金の納付期限に合わせて貸付ができますので、所属所の共済事務担当課にお問い合わせください。ただし、申し出から送金日までの期間が短い場合、希望に沿えないことがあります。

| 区分      | 入学貸付  | 修学貸付  |
|---------|---|---|
| 貸付利率    | 年利 <b>1.26%</b> (令和6年1月1日現在)  |   |
| 対象となる学校 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校、専修学校または各種学校</li> <li>・上記に準ずる外国の教育機関</li> </ul>   |   |
| 貸付の対象   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学金 ・その他入学時納付金 ・授業料 ・教材費 ・アパートまたは下宿代</li> <li>・入寮に要する費用 ・通学に要する費用 ・その他入学または修学に係る費用</li> </ul> <p>&lt;注意&gt; 支払済みの費用については貸付できませんのでご注意ください。</p> |   |
| 申込時期    | <b>合格通知書が届き次第随時</b>   | 令和6年度分は <b>3月分貸付</b> から申込可能年度ごとの貸付となります。  |
| 貸付限度額   | 給料月額 <b>の6</b> か月分<br>(最高 <b>200</b> 万円)  | 月額 <b>15</b> 万円(単年度最高 <b>180</b> 万円)<br>年度途中で申込む場合は、 <b>貸付申込日の翌月</b> からその年度末までの月数が限度となります。<br><b>&lt;例&gt;</b> 貸付申込日が5月15日の場合 10月(6月～3月までの月数) × 15万円 = 150万円  |
| 償還開始時期  | 貸付けを受けた月の翌月   | <p>&lt;据置をする場合&gt; <b>修業年限を満了した日の翌月</b><br/>据置期間中は利息のみ償還となります。</p> <p>&lt;据置をしない場合&gt; <b>貸付けを受けた月の翌月</b></p>   |
| 提出書類    | <p>①貸付申込書 ②借入状況等申告書(借入れがある場合、償還状況の確認できる書類を添付)<br/>③借用証書 ④貸付事故の有無に係る申告書 ⑤貸付未償還元金の控除依頼書</p> <p>⑥印鑑登録証明書 ⑦戸籍抄本(被扶養者でない場合)</p>  |   |
|         | 国内の学校   | <p><b>合格通知書(写し) または 入学許可書(写し)</b></p> <p><b>在学証明書(原本)</b><br/>入学初年度のみ合格通知書(写し)または入学許可証(写し)でも可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学案内書または学校ホームページ等の写し(入学金または授業料が確認できるもの)</li> <li>・賃貸契約書の写し(アパート等を借りる場合)・通学のための交通費が確認できる書類</li> <li>・その他入学または修学に係る費用の内訳書(内容により申込者自身で作成したもので可)</li> </ul> |
|         | 海外の学校   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学先の教育機関または国内の学校長が留学を認める証明書類</li> <li>・必要経費が分かる書類</li> </ul>  |

[こちらから](#)  
ダウンロードできます。